

2026年4月1日から

# 交通反則 通告制度 **青切符** が導入

16歳以上の自転車運転者による交通違反が青切符の対象になります

## 青切符(交通反則通告制度)とは?



一定の交通違反をした運転者に対して、青切符による違反告知を行い、期間内に反則金を納めると刑事手続きに移行せず事件が処理される(前科がつかない)制度です。

## 青切符はなぜ必要?

自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち約4分の3には自転車側にも法令違反があります。青切符の導入により、実効性のある責任追及を可能とし、自転車の交通ルールの遵守を図ります。また、取調べや裁判を受けることなく迅速な処理が可能となります。

赤切符

検挙

手続き

取り調べ  
出頭

検察官が  
起訴

裁判

有罪判決

罰金の納付

終了

青切符

青切符の交付

7日  
以内

反則金の  
仮納付

仮納付をしなかった場合  
交通反則通告センターに出頭

反則金の  
納付

終了



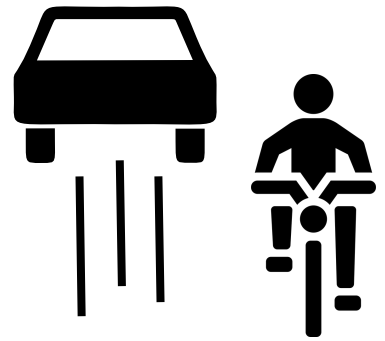
## 自転車の違反行為(一例)



携帯電話の使用  
反則金 **12,000円**



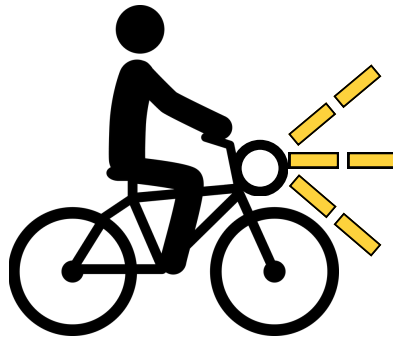
傘さし運転  
反則金 **5,000円**



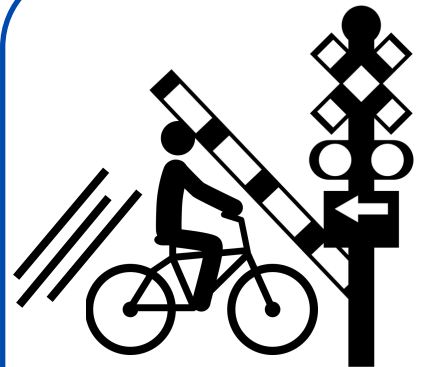
右側通行  
反則金 **6,000円**



イヤホン(ヘッドホン)の使用  
反則金 **5,000円**



夜間にライトをつけない  
反則金 **5,000円**



遮断踏切立入り  
反則金 **7,000円**

## ヘルメットを着用しましょう!

自転車事故で死亡した人の半数が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった者の致死率は、ヘルメットを着用していた者の致死率の約2倍となっています。自らを守るためにも、ヘルメットを着用するように努めましょう。

青切符(交通反則制度)の詳細については、警察庁HPをご覧ください



【自転車ポータルサイト】

自転車の交通ルールについては、「自転車ルールブック」をご覧ください



【自転車ルールブック】



お問い合わせ先 : 甲賀市役所生活環境課 (電話)0748-69-2143  
甲賀警察署 (電話)0748-62-4155